

解約返戻金抑制型新入院保険(一時金給付型) (無配当)

病気やケガによる所定の入院の保障を確保できる
保険です。

特長

- 1** 病気やケガにより入院をした場合に、入院一時金をお支払いします。入院は日帰り入院から保障します。
- 2** 保険契約の型に応じて、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金をお支払いします。
I型・II型は、入院一時金に加え、所定の日数をこえる継続した入院をした場合に、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金をお支払いします。
III型は、入院一時金のみお支払いし、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。
※ 詳しくは、P2の「保険契約の型」をご確認ください。
- 3** 骨髄移植のための骨髄幹細胞採取手術を目的として入院をした場合にも、入院一時金をお支払いします。
- 4** 所定の要件を満たす場合、被保険者が退院した後も継続して入院しているものとみなして給付金をお支払いします。
- 5** 一生涯を保障する終身タイプと、一定期間を保障する定期タイプがあり、ニーズに応じてお選びいただけます。
- 6** 簡単な手続きだけで、退院を待たずに入院一時金をお支払いします。

P6へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

保険契約の型

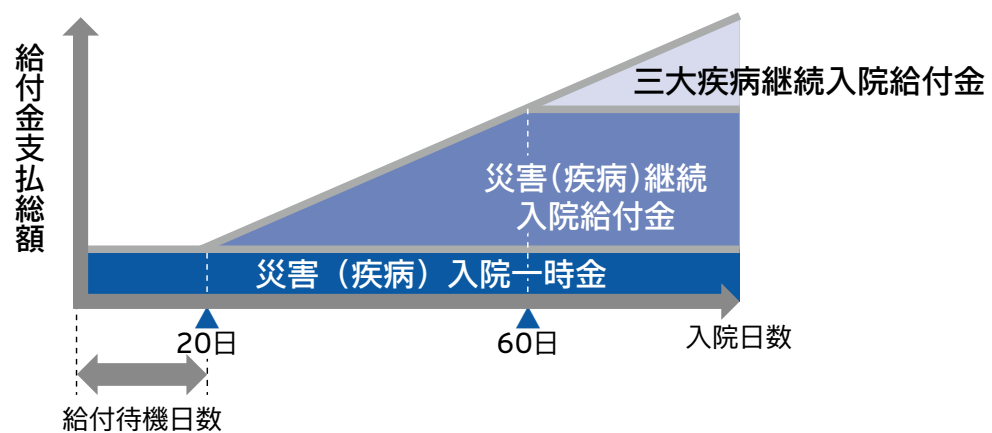
保険契約の型に応じて、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金の日額割合、給付待機日数および継続入院給付金日額が異なります。

型	日額割合	給付待機日数	給付金日額
I型	0.05	20日	入院一時金額×日額割合(0.05) (例:入院一時金額が10万円の場合、日額5,000円)
II型	0.10	10日	入院一時金額×日額割合(0.10) (例:入院一時金額が10万円の場合、日額10,000円)
III型	なし	—	—

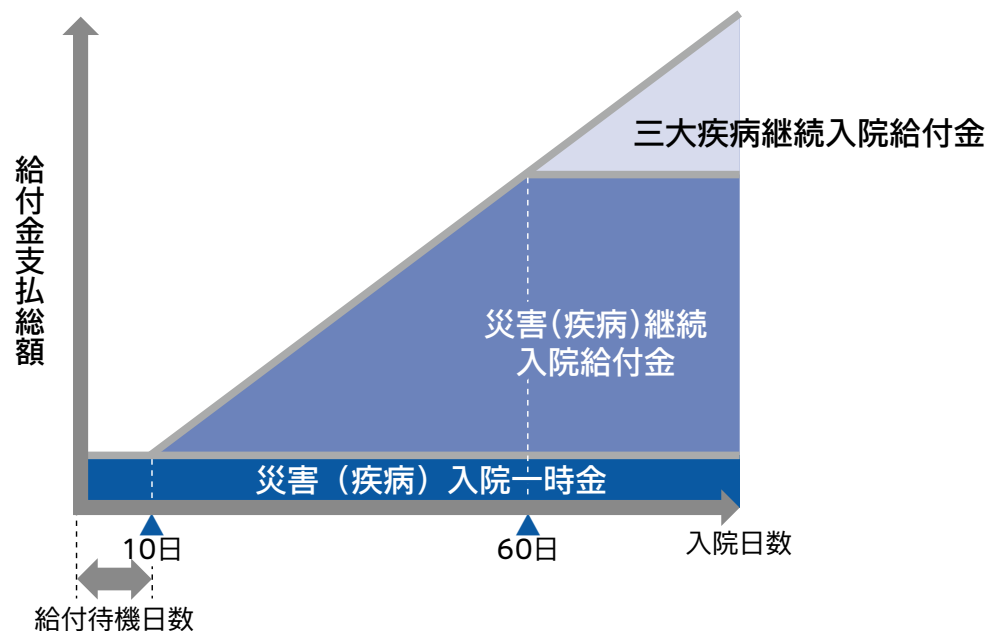
※ III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

入院日数と給付金支払総額のイメージ

I 型



II 型



III 型



ご契約例

保険期間…………… 終身
 保険料払込期間…………… 65歳
 入院一時金額…………… 10万円

給付名称	支払事由	I 型	II 型	III 型
災害入院一時金	不慮の事故による傷害で入院した場合	10万円		
疾病入院一時金	病気で入院した場合、または骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術を直接の目的として入院した場合	10万円		
災害継続入院給付金	不慮の事故による傷害で給付待機日数をこえて入院を継続した場合	5,000円 × (入院日数-20日)	10,000円 × (入院日数-10日)	継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。
疾病継続入院給付金	病気で給付待機日数をこえて入院を継続した場合	5,000円 × (入院日数-20日)	10,000円 × (入院日数-10日)	
三大疾病継続入院給付金	所定の三大疾病により、60日をこえて入院を継続した場合	5,000円 × (入院日数-60日)	10,000円 × (入院日数-60日)	
死亡給付金*	保険料払込期間満了後、保険期間中に死亡した場合	10万円		

* 死亡給付金につきまして、詳しくはP4の「死亡給付金・解約返戻金のお支払い例」をご確認ください。

給付金のお支払い例

入院一時金額 : 10万円 脳卒中により90日間入院された場合

給付名称	I 型	II 型	III 型
入院一時金	10万円 (入院一時金額)		
疾病継続入院給付金	20万円 継続入院給付金日額 5,000円×40日* * 入院日数90日-待機日数20日 =70日となりますが、支払限度 が40日のため	50万円 継続入院給付金日額 10,000円×50日* * 入院日数90日-待機日数10日 =80日となりますが、支払限度 が50日のため	疾病継続入院 給付金はありません
三大疾病継続入院給付金	15万円 継続入院給付金日額 5,000円×30日* * 入院日数90日-60日=30日	30万円 継続入院給付金日額 10,000円×30日* * 入院日数90日-60日=30日	三大疾病継続入院 給付金はありません
合計	45万円	90万円	10万円

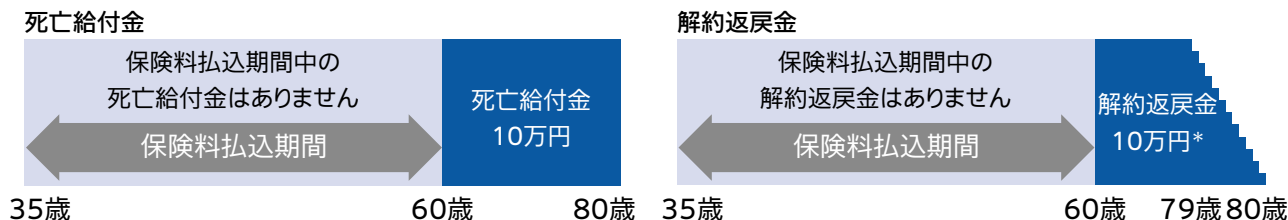
* 各給付金の支払事由につきまして、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

死亡給付金・解約返戻金のお支払い例

契約年齢…………… 35歳

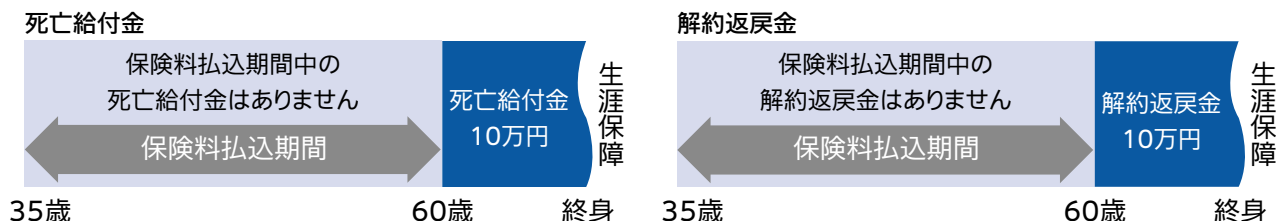
入院一時金額……………10万円

例 1 短期払 定期タイプ(60歳払込・80歳満了)



* 解約返戻金は入院一時金額と同額(保険期間の最終年度については、その経過した年月数により計算した金額)をお支払いします。この場合、保険期間満了時に解約返戻金は0になります。

例 2 短期払 終身タイプ(60歳払込)



例 3 全期払

全期払の場合、死亡給付金・解約返戻金はありません。

在宅ホスピスケア等のみなし入院の取扱い

つぎのすべてを満たす場合、被保険者が退院した後も継続して入院しているものとみなして取扱います。

この取扱いは、継続入院給付金の支払日数と通算し、1入院支払限度の日数分を限度とします。ただし、所定の三大疾病の治療を目的とする入院のときは、退院日の翌日からその日を含めて180日分を限度とします。

- ・ 退院時に、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されていること
- ・ 退院後も、病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること

入院一時金簡易支払サービス

「入院一時金簡易支払サービス」により、簡単な手続きだけで、退院を待たずに入院一時金をお支払いします。

- ・ お取扱いの対象となる契約・入院は、責任開始日(復活日・復旧日)から2年以上経過しているものとなります。
- ・ 入院一時金以外の入院給付金等はお取扱いの対象となりません。
- ・ その他当社の定めるところによりお取扱いします。

給付金等の支払限度

- 1回の入院についての継続入院給付金の支払限度は保険契約の型により異なります(三大疾病継続入院給付金については、1入院の支払限度はありません)。

型	支払限度
I型	40日
II型	50日
III型*	—

* III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

- 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のそれぞれの通算支払限度は、保険契約の型によりつぎのとおりとなります(三大疾病継続入院給付金については、通算支払限度はありません)。

型	通算支払限度	
	災害入院一時金 災害継続入院給付金	疾病入院一時金 疾病継続入院給付金
I型	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき 20日とみなします。)	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき 20日とみなします。)
II型	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき 10日とみなします。)	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき 10日とみなします。)
III型*	支払回数を通算して100回	支払回数を通算して100回

* III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

- 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。ただし、保険契約の型がI型またはII型の場合、通算支払限度に達した際に保険契約者から当社へこの保険契約を継続する旨の申出があったときには、当社の承諾を得て、三大疾病継続入院給付金等の保障を継続することができます。
- 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは保険期間を通じて2回(保険契約を更新した場合は、更新前後の保険期間を通じて2回)とします。



ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考に判断します。
- 同一の不慮の事故により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 同一または医学上重要な関係があると当社が認めた疾病により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院一時金等が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、疾病入院一時金等をお支払います。
- 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合および責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます）を受けた場合にはお支払いしません。
- 災害入院一時金・災害継続入院給付金・疾病入院一時金・疾病継続入院給付金・三大疾病継続入院給付金は重複してお支払いしません。
- 「定期タイプ」（全期払）は自動更新します。保険期間の満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知いただかない限り、当社所定の取扱範囲内で保険契約は自動的に更新され、継続いたします。
- この商品を保険料払込期間中に解約した場合、解約返戻金はありません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>）上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**疾病・医療保険（解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）**）です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<https://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2022年9月現在における当社のお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記またはライフプランナーへお電話ください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740**（通話料無料）
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください